

公募番号 : 22-4  
令和4年10月4日  
一般財団法人総合科学研究機構

## 事務系職員の公募について

一般財団法人総合科学研究機構では、以下の要領で職員を募集します。

### 1. 概要

一般財団法人総合科学研究機構は、日本原子力研究開発機構（JAEA）と高エネルギー加速器研究機構（KEK）が共同で運用している大強度陽子加速器施設（J-PARC）の物質・生命科学実験施設（MLF）において、特定中性子線施設に係る登録施設利用促進機関（略称「登録機関」）として中性子線共用施設（共用ビームライン）の利用促進を行っています。

今回は事務系職員を以下の通り公募します。

### 2. 採用予定人員

事務一般職員 1名

### 3. 雇用期間

期間の定め無し（定年は満60歳）。

ただし、当機構が登録機関として認可されている期間に限ります（登録は5年ごとに認可を受ける必要があり、現在の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）。

### 4. 職務内容

- (1) 給与計算
- (2) 勤怠管理
- (3) 社会保険、労働保険関係諸手続き
- (4) マイナンバー関連業務
- (5) 所得税、住民税関係諸手続き
- (6) その他の関連する一般事務業務

### 5. 応募資格

- (1) 高等学校卒業以上の方
- (2) 令和5年4月1日時点で満60歳未満の方（当機構の定年は満60歳のため。）
- (3) 応募時点において公的機関又は民間企業で3年以上の給与計算、勤怠管理、社会保険、労働保険業務等の勤務経験のある方（大型研究施設や大学共同利用機関等での勤務経験のある方が望ましい。）
- (4) 文書・資料作成ソフト（Word、Excel等）の操作に習熟した方

6. 勤務形態

常勤

7. 配属先

一般財団法人 総合科学研究機構 中性子科学センター

8. 勤務地

茨城県那珂郡東海村白方 162-1 いばらき量子ビーム研究センター内  
一般財団法人 総合科学研究機構 中性子科学センター

9. 雇用条件

別紙のとおり

10. 応募書類

- (1) 履歴書（当機構指定様式を使用したもの）
- (2) 最終学歴の卒業証明書または卒業証書の写し
- (3) 志望の動機及び「4. 職務内容」を踏まえた着任後の抱負（A4 様式自由、1 枚以内）

11. 応募締切日

令和4年11月18日（金）（必着）

12. 応募書類提出先

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 162-1 いばらき量子ビーム研究センター内  
一般財団法人 総合科学研究機構 中性子科学センター 事務部  
（封筒に「事務一般職員（22-4）応募書類」と朱書きすること）  
・応募書類は返却しませんのでご了承ください。

13. 選考方法

第1次審査：書類審査

第2次審査：面接審査（職務経歴、抱負等に関する口頭発表と質疑応答）

- ・第1次審査合格の方のみ第2次審査を行います。
- ・第1次審査及び第2次審査の結果は速やかに文書により通知します。
- ・第2次審査の旅費は当機構の規定に基づき後日支給します。ただし、日本国内の旅費のみとします。
- ・第2次審査に合格の方には健康診断を受診して頂きます。

14. 採用時期

令和5年4月1日（土）

15. 問い合わせ先

一般財団法人総合科学研究機構 中性子科学センター

TEL : 029-219-5300、FAX : 029-219-5311

URL : <https://neutron.cross.or.jp/ja/jobs/> (採用情報)

事務部 伊藤 玲 (職務内容、雇用条件、事務手続き等について)

E-mail : [saiyou@cross.or.jp](mailto:saiyou@cross.or.jp)

16. 個人情報の取扱い

提出頂いた個人情報は採用選考のために利用します。採用が決定した方の個人情報については、引き続き採用後の雇用管理のために利用します。その他の方の個人情報については提出して頂いてから1年を経過した時点で破棄します。

17. その他

採用決定者について履歴等に偽りがあった場合には、採用を取り消します。

以 上

## 雇 用 条 件

(事務系職員)

1. 給与等
  - ・基本給 職務経歴等を勘案し、当機構の規定により決定する。
  - ・諸手当 調整手当、住宅手当、扶養手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、通勤手当
  - ・賞与 あり
  - ・退職金 あり（1年以上勤務の場合）
2. 勤務時間  
8時30分～17時30分（休憩時間：12時～13時）
3. 休日・休暇  
土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）  
年次有給休暇、特別休暇、夏期休暇
4. 社会保険  
健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
5. 福利厚生  
財産形成貯蓄
6. 試用期間  
当機構の就業規則の規定による。
7. その他  
当機構の就業規則の規定による。

以 上